



琴平町

public relations KOTOHIRA

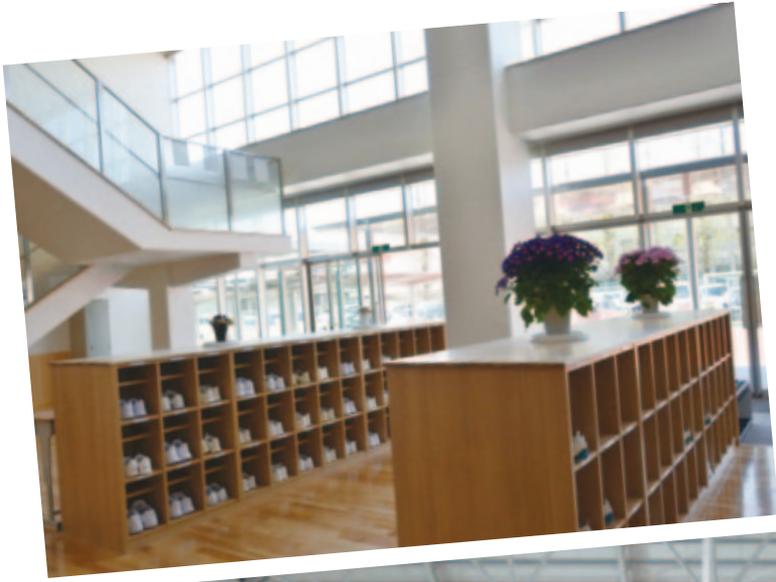
5月の主な内容

広報

ことひら

VOL.513

- 2-14 町政情報
- 14 カメラレポート
- 15 地域活動情報ひろば
- 16 情報ひろば
- 17 教育委員会だより
- 18-19 子育て情報
- 20-23 健康情報



● 白亜の校舎 新しい歴史が今はじまる…

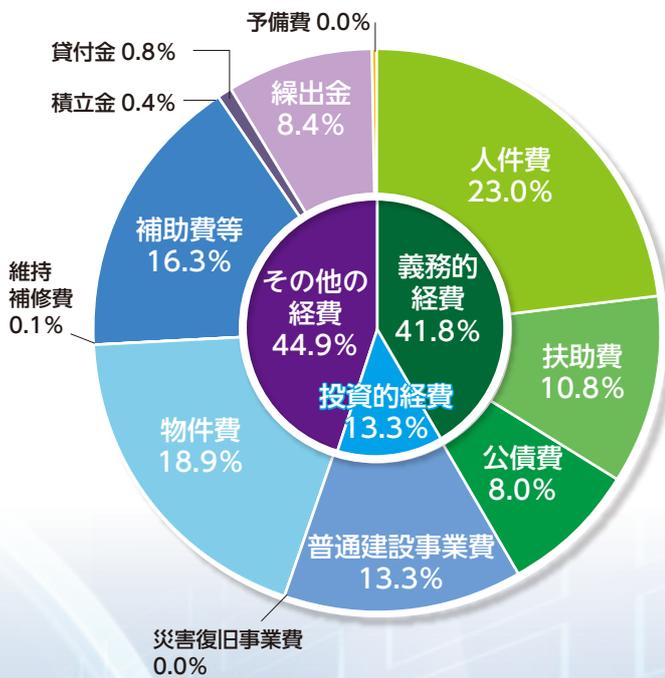
2020
5
May

令和2年度 当初予算概要

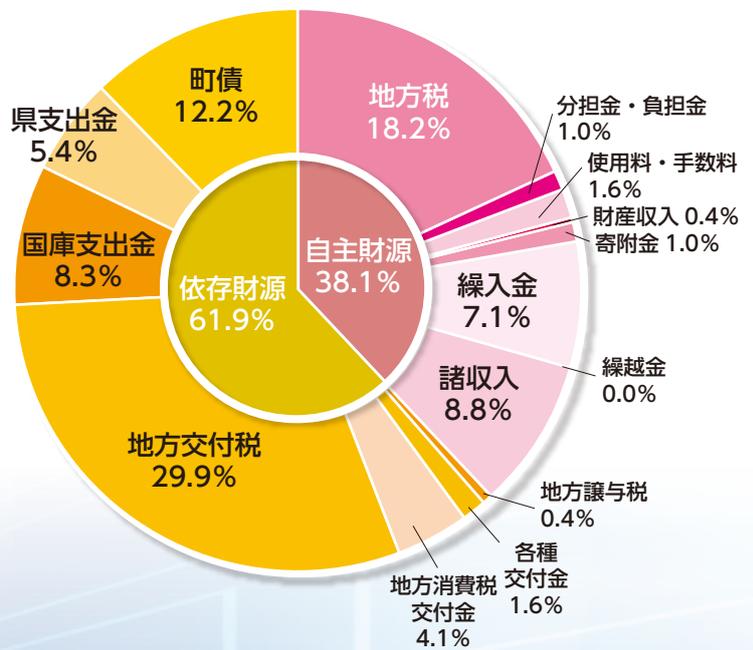
一般会計予算 総額 52億1,232万9千円

一般会計総額は52億1,232万9千円と、前年度当初予算を12億2,828万円、率にして19.1%下回る予算となりました。

[歳出(性質別)]



[歳入]



[会計別当初予算規模]

会計名	令和2年度 当初予算規模	2019年度 当初予算規模	比較		
			増減額	増減率	
一般会計	52億1,232万9千円	64億4,060万9千円	△12億2,828万円	△19.1%	
特別会計	学校給食	0円	3,301万円	△3,301万円	△100.0%
	国民健康保険	11億794万8千円	11億2,198万9千円	△1,404万1千円	△1.3%
	下水道	2億6,644万8千円	2億5,050万円	1,594万8千円	6.4%
	駐車場	1,170万6千円	1,170万6千円	0円	0.0%
	介護保険	11億8,612万6千円	12億231万4千円	△1,618万8千円	△1.3%
	後期高齢者医療	1億7,656万1千円	1億6,610万7千円	1,045万4千円	6.3%
	温泉事業	2,406万4千円	1,387万8千円	1,018万6千円	73.4%
	計	27億7,285万3千円	27億9,950万4千円	△2,665万1千円	△1.0%
合計	79億8,518万2千円	92億4,011万3千円	△12億5,493万1千円	△13.6%	

今年度の主な取り組み



琴平中学校施設整備事業

新校舎及び体育館の改築工事が令和2年1月に完了し、引き続き旧校舎の解体・グラウンド整備等を行います。



旧金毘羅大芝居耐震対策事業

利用者の安全確保のため、想定される大規模地震にも耐えられるよう耐震対策工事を行います。



グリーンスローモビリティ導入事業

環境にやさしい低速電動バスをコミュニティバスや観光周遊バスとして活用するため、今年度はその実証実験に取り組みます。

事業名称	事業概要
琴平町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定支援事業	効率的な運営及び住民サービスを図るため、平成30年度から3年間を計画期間として策定している「琴平町高齢者保健福祉計画・第7期琴平町介護保険事業計画」の見直しを行います。
5歳児歯科検診及び虫歯予防フッ素塗布事業	現在実施している1歳6ヵ月・2歳・3歳児の歯科検診及びフッ素塗布事業の対象に5歳児を追加します。
子ども医療費助成事業	子育て世代への支援として、助成対象者の年齢を15歳から18歳へ引き上げます。
後付け安全運転支援装置設置費補助金	高齢ドライバーの方を対象に、既販車に後付けで設置するペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置を促進し、交通事故防止や事故発生時における被害の軽減を目指します。
土砂災害・洪水ハザードマップ作成事業	令和元年度に香川県が浸水想定区域を変更したことに伴い、変更内容に準じたハザードマップを作成します。
住宅用太陽光発電システム設置補助金	電力事業者による余剰電力の固定価格買い取り制度終了に伴う措置として、太陽光により発電した電力を蓄えることで災害時にも使用可能な蓄電池の設置に対し補助を行います。
琴平町農地維持管理補助金	農地の維持管理及び農業の継続のため、農家の担い手に対し農地面積に応じて補助を行います。



民生委員・児童委員は あなたのまちの相談役

～悩み事・心配事があればお気軽にご相談ください～

5月12日(火)は、
「民生委員・児童委員の日」



民生委員・児童委員制度について

【民生委員】は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設から100年を超える歴史を持つ制度です。

また、全ての民生委員は児童福祉法によって【児童委員】も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。なかでも、【主任児童委員】は児童に関することを専門的に担当しており、担当区域をもたず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

※ボランティアとして活動するため給与はなし。ただし、必要な交通費・通信費・研修参加費などの活動費（定額）は支給。



琴平町の民生委員・児童委員

琴平町では32名の民生委員・児童委員、2名の主任児童委員が、相談・見守り活動を始め下記のような活動をしています。

- ・学校、施設への訪問
- ・町内行事への参加
- ・社会福祉協議会のチャリティー事業や共同募金など各種事業への協力
- ・ひとり暮らし高齢者等の実態調査（年1回実施）
- ・避難行動要支援者名簿の作成（自治会長、福祉委員と協力）
- ・問題を抱えている子どもの早期発見および学校等との情報交換
- ・定例会（月1回開催）
- ・証明事務（保育所入所等）
- ・研修会（県内・県外）など



活動の様子

民生委員・児童委員に相談したいときは？

担当の民生委員・児童委員を知りたいときは、住民福祉課までお問い合わせください。

相談いただいた秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

また、民生委員・児童委員が皆様のお宅にお伺いすることがありますが、その際には**身分証明書**を身に付けていますので、**ご確認ください**。

身分証明書

民生委員・児童委員証明書	
	所属 琴平町
	氏名 こんぴーくん
	生年月日 天保6年10月9日
	上記の者は、民生委員法…に規定する民生委員・児童委員であることを証明します。
	（有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
	香川県知事 浜田 恵造

なお、民生委員・児童委員を名乗る不審な方が尋ねてきたり、見かけたりした場合には、お手数ですが住民福祉課までご一報ください。

問 住民福祉課 ☎ 75-6723

琴平町後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置 設置補助事業

琴平町では、町内に居住する高齢者に対して、自動車への安全装置の購入及び設置に要する費用の一部を補助することにより、運転者の安全運転意識の向上を図り、交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とし、琴平町後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置設置補助金交付要綱を定めました。

- 対象者**
- 申請時において町内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者であること。
 - 後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置設置時に満65歳以上であること。
 - 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者であること。
 - 町税等を滞納していないこと。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

補助対象の安全装置

- 一般社団法人次世代自動車振興センターによって認定された「サポカー補助金」の後付け装置取扱事業者によって取付けされた装置
- 令和2年4月1日以降に取り付けされた装置



補助対象の自動車

- 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること。
- 法に規定する自動車の検査を受けたものであること。
- 「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に適合するものであること。
- 町内を使用の本拠とするものであること。

申請場所 企画防災課(琴平町役場2階)

申請に必要なもの

- 琴平町後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置設置補助金交付申請書兼実績報告書
- 自動車検査証の写し
- 自動車運転免許証の写し
- 領収書の写し
- 販売証明書

補助金の額等

- 安全装置の購入費用及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額とするが、1万円を上限とし、それに満たない場合はその額とする(交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる)。ただし、他団体等から同種の補助金の交付を受けた場合は、その補助額を除いた額を補助対象経費とする。
- 補助対象者1人につき、1台1回限り。

☎ 企画防災課 ☎ 75-6711

町税の徴収猶予制度の適用について

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により「事業について著しい損失を受けた」等のときは、町税務課に申請を行うことにより、固定資産税及び町県民税について徴収の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中は滞納処分は行われず延滞金も免除されます。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- ①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

申請の期限

猶予を受けようとする納期限、又は、関係法令施行から2か月後のいずれか遅い日までに申請してください。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年間（関係法案成立が前提）を限度として、申請者の財産の状況に応じて、合理的に町税を完納することができるものと認められる期間に限ります。

問 税務課 ☎75-6703

固定資産税に関するお知らせ 地籍調査の成果による課税について

地籍調査終了地区においては、地籍調査終了後の登記地積により課税することとなりますが、未調査地区との税負担の公平性等を総合的に考慮した結果、地籍調査完了、又は相当程度に進捗するまで、固定資産評価基準に設けられている例外規定を適用し、以下のような取扱いを行いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

地籍調査の成果により

登記地積が増加した場合 → 旧地積での課税となります。

登記地積が減少した場合 → 新地積での課税となります。

●地籍調査の成果による課税となる地区…五條全域、榎井(旗岡)

なお、地籍調査により、調査前の地積から増減があった場合も、これまで課税となっていた地積は地籍調査前の登記簿が有効であることから、遡って固定資産税が還付、追加徴収となることはありません。また、地籍調査以降に表示登記が変更された場合は次年度より新地積による課税となります。



問 税務課 ☎75-6703

令和2年度の地籍調査事業実施について 皆さんのご協力をお願いします。

地籍調査とは？

皆さん一人ひとりに戸籍があるように土地の戸籍作りが地籍調査です。一筆ごとの「所有者・地番・地目・地積（面積）」を調査し、近代的方法で測量を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成します。



地籍調査の効果

①土地境界をめぐるトラブルの未然防止

土地の境界を、一筆地ごとに地権者立会いで確認し記録保全されるため、将来の境界紛争が未然に防止されます。



②個人資産の保全

正確な土地の状況が登記簿に反映されるので、登記の信用性が高まり、安心して土地の売買や分筆ができます。

③災害復旧の迅速化

調査後は個々の土地が座標値で管理され、災害時の迅速な復元が可能になります。

④税の適正化・公平化

正確な地目・面積を把握し、課税の適正化、公平化を図ります。

地籍調査実施地域

榎井字塚狭・長法寺・池田・六條地区

令和2年度は、調査を実施しました。本年度は、調査の結果をもとに正確な地図を作成し、面積を計算します。その調査結果を地権者が確認（閲覧）後、最終的な成果となります。成果の閲覧期間は令和三年一月頃の二十日間を予定しています。



今後の計画

令和2年度は、榎井字横瀬・苗田字荒井地区において、新たに調査を開始する予定です。国の予算が町の要望額を満たさなかった場合、調査区域の縮小を検討します。四月中旬より、一筆地ごとの土地調査の準備として現地調査等を予定しております。また、調査区域の土地所有者の方々には以後、現地境界確認等の様々なご協力をお願いすることとなりますが、事前に地元説明会を開催して、事業内容等の説明をさせて頂きまますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。



令和3年度／苗田字古川地区・他

問 農政課地籍調査係 ☎75-6727

3月分資源収集状況

品名	収集量 (単位:kg)	売却費 (円)	品名	収集量 (単位:kg)	売却費 (円)
アルミ缶	640	22,400	無色ビン	1,169	※再商品化のため分別収集を行っています。
雑鉄	350	700	茶色ビン	1,039	
スチール缶	410	3,280	その他	391	
新聞	7,570	136,260	プラスチック	3,290	
雑誌	5,030	70,420	合計	25,039	282,622
段ボール	4,130	41,300	3月分資源ごみ処理費用 339,394円		
ペットボトル	1,020	8,262	※缶・ビン・ペットボトル等は、中身を処分し、水洗い後、資源収集日に出して下さい。		

連休中のし尿収集
申込締切日

(有)森清掃社 4月28日(火) (有)西本衛生 5月1日(金)

※連休明けは5月7日(木)からです。

琴平町住宅取得助成事業 補助金のお知らせ

町内への定住を促進することを目的として、若者の琴平町内での住宅取得に対して助成を行います。

■助成要件

新築住宅 住宅取得費の5%(上限100万円)

建売住宅 住宅取得費の5%(上限100万円)

中古住宅 住宅取得費の5%(上限50万円)

住宅の種別補助金の額

町内に居住(転入)する満40歳以下の方
(所有権を登記していること)



■申込方法

申請書に図面等添付書類を添えてお申し込みください。
申請用紙は地域整備課で配布している他、町ホームページでダウンロードできます。

問 地域整備課 ☎75-6708

店舗・住宅のリフォームを お考えの方へ

生活環境の向上及び定住促進を図るために「琴平町店舗等リフォーム助成事業」及び「ことひらハッピーリフォーム助成事業」の令和2年度分受付を開始いたしました。受付の締切は令和3年1月22日(金)までです。(ただし、受付分の助成予定金額が予算額に達した場合はその時点で締め切らせていただきます。)助成金額は事業費の20%(上限20万円)となります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。どうか下記までお問い合わせ下さい。

問 地域整備課 ☎75-6708

住まいの **耐震化** 補助申請受付中です!!!!

1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された住宅は、昔の耐震基準で建てられているため、大地震の時に耐震性が不足していることで倒壊するおそれがあります。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70~80%とされており、住まいの耐震化は待ったなしの状況です。

琴平町では、住宅の耐震診断や耐震改修等に要した費用の全額又は一部補助を、予算の範囲内で実施しています。「住まいの耐震化」に興味をお持ちの方は、ぜひこの機会をご利用ください。

補助内容

耐震診断 補助対象経費の90%(上限9万円)を補助

耐震改修 工事費の90万円まで全額補助など

※補助を受けるにあたっていくつか要件があります。詳細については、琴平町地域整備課や琴平町ホームページ内の記事にてご確認ください。

問 地域整備課 ☎75-6708

危険ブロック塀の撤去費用を補助します

地震などによって倒壊する恐れがある危険ブロック塀への対策は、防災・減災のためにも急務です。危険ブロック塀を一刻も早く解消し、大規模地震発生時の避難路・通学路などの安全・安心を確保するため、町では予算の範囲内で危険ブロック塀の撤去費用を一部補助します。

●対象の塀

町が補助要綱で定める道路に面した塀のうち、点検の結果「危険」と判断された補強コンクリートブロック塀や組積造の塀などで、高さ1.2メートルを超えるもの

●補助内容

該当する塀の撤去費用の5分の4(上限16万円)



問 地域整備課 ☎75-6708

若者世帯定住促進家賃補助金について

若者の町内への定住促進を図り活力あるまちづくりを進めるため、町内に住所を有する新婚世帯で民間賃貸住宅に居住する方に対して補助金を交付します。

- 対象世帯**
- 結婚1年以内の夫婦（申請時において、婚姻届を提出した日から起算し1年を経過していない夫婦）で夫婦ともに満40歳未満である方
 - 建物の所有者との間に締結した賃貸借契約により町内の民間賃貸住宅に入居し、当該民間賃貸住宅の所在地により住民基本台帳に登録されていること。
 - 家賃が月額3万円以上であること。

- 必要書類**
- 琴平町若者世帯定住促進家賃補助金交付申請書
 - 夫婦の記載のある戸籍謄本（本籍地が琴平町以外の方で初年のみ）
 - 夫婦それぞれ、交付申請時点で取得できる最新の納税証明書（納税証明書の発行が琴平町以外の方で初年のみ）
 - 賃貸借契約書の写し（初年のみ）
 - その他町長が必要と認める書類
 - 交付決定後、賃貸借契約書の内容に変更があった場合は、実績報告時に変更後の賃貸借契約書の写しの提出が必要です。

- 補助金額**
- 1世帯当たり月額1万円（最大24箇月）



県外からの若者移住促進家賃等補助金について

若者の県外から町内への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、町内に住所を有する新婚世帯に住宅の賃貸に係る費用に補助金を交付します。

- 対象世帯**
- 平成28年3月1日以降に夫婦又はそのいずれかが香川県外で3年間以上在住した後、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、定住の意思をもって本町へ転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により夫婦いずれも本町の住民基本台帳に登録されていること。
 - 申請時において、婚姻届を提出した日から起算し1年を経過していない夫婦で、婚姻届出日現在において、夫婦いずれも40歳未満であること。

- 必要書類**
- 琴平町県外からの若者移住促進家賃等補助金交付申請書
 - 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
 - 戸籍謄本（婚姻年月日の記載されたもの）
 - 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
 - 住宅の賃貸借契約の写し
 - 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容がわかる資料
 - 誓約書
 - 前住所地において発効された都道府県税に滞納が無いことを証明する書類
 - 前住所地において発効された市町村民税に滞納が無いことを証明する書類

- 補助金額**
- ①住宅家賃補助金（月額）：実質の家賃負担額の2分の1と2万円のうち、どちらか低い額（転入した日の属する月の翌月から24箇月まで）
 - ②住宅初期費用補助金（1回限り）：実質の初期費用負担額の合計額の2分の1と6万円のうち、どちらか低い額

問 企画防災課 ☎75-6711



1 マイナンバーカード(個人番号カード)の 休日及び夜間の受け取りについて

平日、お仕事や学校等で町役場に来ることが困難な方のために毎月1回程度夜間と休日に開庁しています。5月の開庁日時は次のとおりです。マイナンバーカードや電子証明書の更新手続きもできます。ぜひご利用ください。事前予約が必要です。

なお、住民票や戸籍の取得、住所の異動の届け出は受け付けておりません。ご了承ください。

夜間開庁日時 5月19日(火) 通常業務終了後～午後6時45分

休日開庁日時 5月24日(日) 午前9時～午後4時30分  住民福祉課  75-6704



あなたも国民年金を増やしませんか? ~今からでも始められる付加年金~

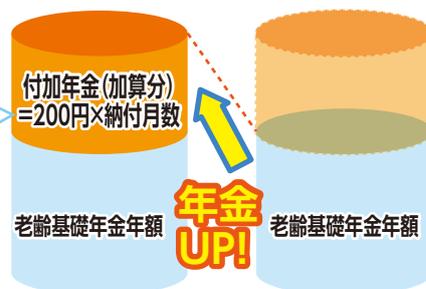
国民年金加入者・任意加入者で将来の老齢基礎年金額を増やしたいとお考えの皆様のために、「付加年金」という制度が設けられています。

◆2年で元が取れるお得な制度です!

付加年金は、通常の定額保険料(令和2年度・月額16,540円)と併せて付加保険料(月額400円)を納付すると、年金を受給する際に、「200円×付加保険料納付月数」が老齢基礎年金の年額にプラスされます。

例:5年(60月)付加保険料を支払った場合(納付保険料額 24,000円)
200円×60月=12,000円が老齢基礎年金にプラスされますので、**2年で元が取れます!**

定額保険料に毎月400円ずつプラスして納付するだけで、将来の年金をアップ!年金受給開始から2年で元が取れます!



◆加入条件

- ① 第1号被保険者(自営業・フリーター・学生等)であること
- ② 国民年金保険料の免除を受けていないこと
- ③ 国民年金基金に加入中でないこと

以上の3点をすべて満たす方は加入出来ます。

※ただし、通常の定額保険料を支払わず、付加保険料だけ納めることは出来ませんので、必ず納付期限(翌月末日)までに両方を納付下さい。

◆今すぐに始められます!

付加年金の加入申し込みは、下記連絡先にて随時受け付けています。申し込んだ月から付加保険料の納付が発生します。仮に辞めたい場合は、申し出によりいつでも辞めることが出来ますし、掛け捨てにはなりませんので、**少しでも将来受け取る年金額を増やしたい方は、是非この機会に付加年金加入をご検討下さい。**

 住民福祉課  75-6704

善通寺年金事務所  62-1662

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 「広報ことひら」掲載のイベント等の 延期・中止の可能性について

新型コロナウイルス感染症の影響により、広報ことひらに掲載しているイベント等が延期・中止になる可能性があります。開催状況など、詳細につきましては、お手数ですが各イベント等のお問い合わせ先に確認していただきますよう、お願い申し上げます。

人事異動

※（ ）内は前職名

■異動、昇任（4月1日）

【課長級】

●異動

総務課長（企画防災課長）

企画防災課長兼企画防災課人権同和室長

（企画防災課人権同和室長）

●昇任

企画防災課主幹（同課課長補佐）

観光商工課主幹（同課課長補佐）

農政課主幹（同課課長補佐）

【課長補佐級】

●昇任

税務課課長補佐（同課主任）

住民福祉課課長補佐（同課主任）

観光商工課課長補佐（同課主任）

生涯教育課課長補佐（同課主任）

●異動

総務課主任（生涯教育課主任）

企画防災課主任（税務課主任）

地域整備課主任（企画防災課主任）

●昇任

出納室主任（子ども・保健課主査）

【派遣・人事交流】

○香川県広域水道企業団へ派遣

総務課主幹（住民福祉課主幹）

総務課技師（農政課技師）

○香川県後期高齢者医療連合へ派遣

総務課主事（住民福祉課主事）

○香川県東京事務所実務研修へ派遣

総務課主任主事

○香川県との人事交流

香川県へ派遣（総務課主事）

総務課主任主事（香川県から派遣）

香川県からの派遣期間満了（子ども・保健課主任）

栗栖 義昌	西頭 明希	神原 徹也	佐川 晶美	乙竹 志津	北原 脩士	宮武 次郎	奥田 眞知子	藤森 久司	並木 幸司	小林 智子	川瀧 啓久	大西 貴庸	小縣 真弓	藤井 秀昭	森本 卓也	眞鍋 聡	田中 悟	平井 浩嗣	造田 泰
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	------

■採用（4月1日）

税務課主事

子ども・保健課主事

生涯教育課主事

子ども・保健課技師・保健師

子ども・保健課技師・管理栄養士

■再任用（4月1日）

企画防災課

企画防災課人権同和室

住民福祉課

住民福祉課

北保育所

農政課

■退職（3月31日）

総務課長

総務課主幹

総務課技師

新規採用者（町長を囲んで）



上段 三谷・（町長）・福崎
下段 岡田・白川・香川

松浦 啓昭	宮脇 公男	山田 久美	大石 一雄	友枝眞理子	吉田賀永子	佐藤 任司	岡田 水城	香川 真紀	白川 結子	三谷 孟史
合場 美鈴	宮脇 公男	山田 久美	大石 一雄	友枝眞理子	吉田賀永子	佐藤 任司	岡田 真希	香川 真紀	白川 結子	三谷 孟史



役場職員の災害対応

今月は、大規模災害時の「役場職員の災害対応」についてです。

災害が発生した場合、災害対応のための組織を作り、役割を分担して対応します。

役場の組織は、皆様の生活に必要な行政サービスが効果的、効率的に行えるよう作られており、大規模災害発生時は新たに、組織を作る必要があります。

災害時は、普段の業務を一旦、すべて停止し、**町長を本部長とする災害対策本部**を作り、業務を分担して活動を行います。しかし、戸籍関係など最低限の業務は続けます。

災害対策本部の活動は、役場が無事ならば役場庁舎で、使用できない場合は、新設の琴平中学校や町総合センターで行う予定にしています。

災害対応は災害対策本部に災害対応班を組織して行います。

災害対応班は、本部長の補佐や関係機関との連絡等を行う**事務局**、役場職員の活動を支える**総務班**、情報収集、町民との電話対応や罹災証明書の発行を行う**情報連絡班**、道路や施設等の被害調査や復旧等を行う**調査復旧班**、避難所、食料供給、仮設住宅、教育に関する事などを行う**住民生活対策班**、救助活動などを行う**消防班**からなり、災害対応を行います。

災害が発生した場合、**役場職員も皆さんと同様に被災者**で、ケガや死亡することもあり、また、職員の約52%が町外に居住しており、災害が夜間や休日の場合、参集には時間がかかり、災害発生後、すぐには対応ができない場合もあります。

役場では、災害時に一刻も早く、秩序だった効果的な活動を行い、皆様の生命、身体、財産等を守るため、訓練を重ねていきますが、これまでの災害が示すように、**災害発生初期には、住民の皆様の「自助」、「共助」が非常に大事**です。災害が発生した場合、役場職員、町民が協働して被害を最小限に抑える行動をしましょう。

来月は、「災害に備えた家庭での備蓄」を計画しています。
ご質問やご意見がありましたら、企画防災課までご連絡を下さい。

問 企画防災課 ☎75-6711

新消防団長に 任命されました



4月1日に任命式があり、琴平町消防団長に松浦修(まつうら おさむ)氏が任命されました。任期は、令和6年3月31日までの4年間です。

Jアラート 全国一斉情報伝達訓練

Jアラートは弾道ミサイル情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から市町防災行政無線を自動起動し、伝達するシステムです。全国一斉にこのJアラートによる防災行政無線の起動訓練を行います。

日時 **5月20日(水)午前11時**

配信文 「これはJアラートのテストです。」×3回

問 企画防災課 ☎75-6711

誰もが住みよいまちづくり

ダイバーシティとインクルージョン

いろいろな人たちが働いている

ダイバーシティ(diversity)とは「多様性」、「インクルージョン」とは「受け入れること」という英語です。経営者の間でさかんに聞かれるようになった言葉です。

最近は何の企業をみても、いろいろな人たちが働いていることに気づかされます。従業員が45.5人以上の企業には障害者雇用促進法によって一人以上の障害者雇用が義務付けられています。県内では3897.5人の障害者が働いています(民間企業3240人、官公庁等657.5人、2019年現在)。他にも女性や高齢者、外国人など、様々な人たちが働いています。法律で雇用を義務づけられているから、労働人材が不足しているから、という理由もあるでしょう。しかしそうではなく、積極的に様々な人材を受け入れ、その人たちの長所を発揮してもらうことによって企業の生産性を高め、新たな商品開発や海外展開などにつなげようというのが「ダイバーシティとインクルージョン」という「経営方針」です。

これからの新しい経営哲学

例えば世の中の半分は女性が占めています。だから女性のニーズを考慮して製品開発を進めるのが当然です。そのためには製品開発や企画部門の決定過程に女性が参画し、決定権のある部署に女性幹部を登用することが必要になります。障害者を雇用している店舗などではバリアフリー化が進み、高齢者や車いす利用者の顧客が増えるのは当然です。障害者が安全に働ける職場になれば、誰もが働きやすい職場になります。高齢者は人生経験が豊かで、貴重な技術や知識、人脈を持った人材です。外国人雇用は外国人観光客や外国人労働者との接し方など、多文化共生の実践を提供してくれます。

ダイバーシティを進めるためにはインクルージョンを見直さなければなりません。「女性は家庭があるから幹部には不向き」とか「障害者を雇用すると仕事が増えるのでは…」などの誤解を解消しなければなりません。そのためには雇用に関する法律の理解、インクルージョン先進企業の見学、研修などが効果的です。そして、互いに違いを認め合い、人権を尊重し合うことが重要です。本格的な少子高齢社会に積極的に対応するダイバーシティは今後の新しい経営哲学と言えます。

障害者人数の計算方法(法律上)

短時間労働の障害者1人は0.5人としてカウントし、重度の場合(身体障害者・知的障害者)は1人を2人としてカウントする。法定雇用率は民間企業2.2%、公的機関2.5%、教育委員会2.4%、独立行政法人2.5%。法律上の計算方法であり、人格を半分にしているのではない。

問 人権同和室 ☎75-6711

琴平町立児童館閉館後の利用について

近年の少子高齢化の影響により、町立児童館を利用する児童が激減したため、令和2年3月末をもって、町立児童館としては閉館いたしました。閉館後も町民の皆様には貸館として、ご利用いただけますので、ご利用される場合は、役場総務課までお問合せ下さい。

今後とも町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問 総務課 ☎75-6701



カメラレポート



4/2



旧金毘羅大芝居(金丸座)・
JR琴平駅駅舎
ブルーライトアップ



4月2日の「世界自閉症啓発デー」、4月2日から4月8日までの「発達障がい啓発週間」にあわせて、自閉症等の発達障害に対する理解と関心を深めていただく啓発活動として、国指定重要文化財の旧金毘羅大芝居(金丸座)およびJR琴平駅駅舎を、癒しや希望を表すブルーにライトアップしました。

訪れた方々からは、「きれい」「癒される」等の声が聞かれました。

啓発活動を通じて自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解していただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものです。みなさまのご理解とご支援をお願い致します。

4月7日(火)午後より琴平中学校入学式が無事開催されました。今年は、町制施行130周年、令和最初であり、新校舎・新体育館での記念すべき年。しかし、新型コロナウイルスの影響により縮小を余儀なくされ、在校生不在の中、校歌斉唱もなく、通常の入学式ではないのは明らかでした。

しかし、新入生の子どもたちは、式の前まではやや緊張しているのか静かでしたが、式の後には表情明るく、楽しそうにしている様子が見られました。新しく気持ちの良い校舎で、中学校での新しい生活を楽しみにしている子供たちの成長を優しい目で見守りましょう。



琴平中学校入学式



政府統計

2020年 工業統計調査を実施します



工業統計キャラクター
コウちゃん

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・
香川県・琴平町

Hello 地域おこし協力隊

community-reactivating cooperators squad

01

こんにちは！地域おこし協力隊の寺岡です。12月に琴平にきて早4カ月が過ぎました。お会いできた皆さんと少しずつですが交流できてきたように思います。が、正直思うような活動はできていません。ここ数カ月で、世界中が一変したように思います。私自身、研修、勉強会、イベント、ありとあらゆるものが中止やキャンセルとなり、途方に暮れています。さらに、多くの皆さんが楽しみにし、それに向けて準備している方もたくさんいらっしゃったこんぴら歌舞伎の開催中止。この特別な興行を、お手伝いしたかった…本当に残念です。にぎやかな4月の琴平町を見たかったなあ。そしてまだもう少し自粛ムードは続きそうですが、皆さん、気分転換しながら一緒に頑張りましょう！

自分にできることは。。。と考えていたとき、琴平町役場前の総合センターに来た献血バスにて、献血に協力させていただきました！人生2回目の献血。学生の頃にした1回目は、信じられないくらい痛かった記憶が。遠くからでも見えた針穴のイメージは、今でも鮮明です。あれから十数年、人生2回目の献血はというと、痛くない！人間、いろんな経験をすると強くなるもんだな、と。

その十数年の間に変わったことは、痛みだけではありませんでした。採血中に、足と手の運動をするのです。足をクロスし、お腹やお尻に力を入れてギュッと足先まで伸ばして5秒、力を抜いて5秒。足を組み換え組み換え、採血終わるまでエンドレス。そうすると血のめぐりがよくなり、採血がスムーズになるとのこと。採血後の休憩も入れて30分程度。。。なるほど。しんど。と思っていたら、私の後ろで採血中の男性が『この運動って、尿漏れ運動に似とるよね』『確かに！』と看護婦さん。確かにそう(笑)なんだが気が楽になりましたあ〜。その方、聞けば献血、今回が59回目だそうです。すごい！ベテランです。そりゃあ採血を促すための運動もばっちりです。さすがです。

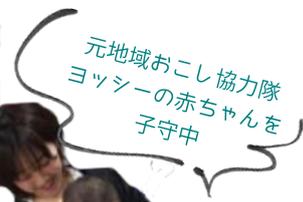
看護婦さん、たぶん私が採血とは逆の手でハンカチを握りしめているのを見て緊張していると察してくれたようで、採血中もすごく気にかけてくれました。正直、終わるまで倒れないかドキドキしていましたが、「できるだけ楽しいことを考えててねー」とのアドバイスのおかげで、私の献血時間はあっという間に終了。

採血した血液は、問題がなければ、数日中に使用されるそうです。私の体の中で作られた400mlの血液たちは、きっと今どこかで誰かの力になってくれていると思うと不思議な感覚。そして献血後、数時間で体内の血液たちはほぼ元通りになるそう。どんな人の体の中でも、今日も静かに黙々と働き者の血液たちが仕事をしているのです。

帰りにはちゃっかり、たまご1パック、箱ティッシュ、お茶、それらを入れてあるバケツをいただきました。ありがとうございます！

今回、琴平町の献血見込数は30件。それは目標人数ということですが、受付数42件、採血数36件！目標達成です。素晴らしい！

こんなにも医療は発達し、日々新しいものが生まれる時代に、血液はまだ人の体でしか作れないのです。それほどに血液は、複雑で繊細で大切なものなのです。今コロナの影響で献血することもままならず、全国的に血液が不足しているようです。健康で、献血が可能な方。今まで献血する機会がなかった方。今突然できた時間を、今までできなかったことに使ってみるのもいいのかもしれない。



体験活動を募集しています！

町民の皆様から、隊員が協力できる『体験活動』を募集しています。お気軽にご連絡ください。

企画防災課 TEL75-6711
FAX73-2120



琴平町地域おこし協力隊



kotohiraokoshi

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催状況等詳細につきましては、各イベント等のお問い合わせ先にご確認ください。

催し

◆ 満濃池森林公園
まんのうっ子のこいのぼり流し

時 4月25日(土)～5月24日(日)
所 満濃池森林公園
第1・2運動広場 芝生広場
料 入園料・駐車料 無料
問 公園管理事務所 ☎57-6520

◆ 第7回「番の州公園 バラ祭り」

時 5月8日(金)～10日(日)
午前10時～午後3時
所 番の州公園内
料 無料(駐車場も無料です)
内 バラ苗・肥料販売、オープンセミナー、坂出ブランド品販売など(詳細はお問い合わせください)
問 坂出緩衝緑地管理事務所 ☎45-6820

◆ 満濃池森林公園
春の野鳥観察会

時 5月16日(土)午前9時～正午
所 満濃池森林公園 森林の館
料 無料
問 公園管理事務所 ☎57-6520

◆ 司法書士総合相談センター
定例相談会

時 5月23日(土)午後1時～4時
所 丸亀市生涯学習センター4階
講座室4
料 30分無料(法テラス相談の受付優先)
内 一般相談、法テラス相談、成年後見相談
申 前日までに下記へ
問 県司法書士会 ☎087-821-5701

◆ ～生き物を見て・触れる～
春の野鳥観察会

時 5月31日(日)
午前の部:午前10時～正午
午後の部:午後1時30分～3時30分
所 満濃池森林公園
料 無料
定 午前・午後各30名程度
(応募多数の場合は抽選)
申 5月18日(月)までに、下記へ
問 県環境森林部みどり保全課
野生生物グループ ☎087-832-3227

お知らせ

◆ 「人権擁護委員の日」をご存じですか?

法務省と全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めて、この日を中心に人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚に努めています。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。現在、全国の市町村に約14,000名が配置され、地域に密着した活動を行っています。

人権擁護委員の活動の一つに人権相談があります。家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等)、隣近所とのもめごと、差別の問題などでお困りの方は、人権相談所あるいは地域の人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容等の秘密は固く守られます。

なお、当町におきましても、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、全国一斉の人権相談を下記のとおり実施することとしていますので、お気軽にご相談ください。

時 6月19日(金)午前9時～正午
所 琴平町総合センター
問 人権同和室 ☎75-6711

◆ 令和2年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(月)～7月10日(金)です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関での申告・納付をお願いします。《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》
年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。

問 香川労働局 ☎087-811-8917

募集

◆ 防犯活動の自主企画

自分達で考え実施する防犯活動をテーマとした事業(1事業30万円以内)を委託します。

- 対 構成員5人以上、1年以上の活動実績など一定の条件を満たす防犯ボランティア団体など
- 定 8事業程度(書類審査)
- 申 申込用紙に必要事項を記入し、6月30日(火)(消印有効)までに下記へ
- 問 県くらし安全安心課 ☎087-832-3233

◆ シルバー会員の入会説明会

働く意欲のある元気な方、健康と生きがいづくりをサポートします。趣味の同好会や技能取得のための各種講習会にも参加できます。

- 時 5月15日(金)午後1時30分～
- 所 仲善広域シルバー人材センター(善通寺市ワークプラザ2階)
- 対 昭和36年3月31日以前に生まれた方
- 他 持参物がありますので、事前にご連絡ください。
- 問 (公社)仲善広域シルバー人材センター 琴平地区センター ☎75-0277

時日時	所場所	料料金
内内容	対対象	申申込み
問お問い合わせ	資資格	
定定員	規規制	他その他

教育委員会だより

教育委員会 3月定例会報告

1 教育上の諸問題

2 報告・連絡事項

① 琴平中学校卒業式	3月13日(金)	午前9時
② 小学校卒業式	3月17日(火)	午前9時
③ 北幼稚園卒園式	3月18日(水)	午前9時
④ 南幼稚園卒園式	3月18日(水)	午前10時
⑤ 公立高校合格発表	3月19日(木)	
⑥ 教職員人事異動発表	3月23日(月)	
⑦ あかね保育園卒園式	3月25日(水)	午前9時30分
⑧ 町園長・校長会	4月3日(金)	午後4時
⑨ あかね保育園入園式	4月6日(月)	午前9時30分
⑩ 小学校入学式	4月7日(火)	午前9時30分
⑪ 琴平中学校入学式	4月7日(火)	午後2時
⑫ 南幼稚園入園式	4月8日(水)	午前9時
⑬ 北幼稚園入園式	4月8日(水)	午前10時

問 教育委員会 ☎75-6715



琴平町少年育成センターの活動について



琴平町少年育成センターでは、非行を防止し、心身ともに健全な少年の育成を目的として、活動を行っています。

【主な活動内容】

- ① 補導・巡視活動 ● 街頭補導・巡回補導
- ② 広報啓発活動 ● 町広報掲載 ● 青色防犯パトロール車での巡回 ● 懸垂幕の掲示
- ③ 相談活動 ● 不登校、非行、いじめ等の悩みや相談
- ④ 環境浄化活動 ● 白ポストによる有害図書等の回収 ● かけこみ110番の点検と整備
- ⑤ 健全育成活動 ● 適応指導教室 ● 「小さな親切」運動の推進

さて、町内の補導・巡視活動の現状は皆様方のご協力のおかげで落ち着いた状況にあります。しかし、子どもや若者を取り巻く問題は、SNSの急速な広がりを背景に、全国的に子どもの犯罪被害が増えています。

そこで、令和元年度は琴平町広報の紙面において、「ネットの危険から子どもたちを守るために」「ネット利用のルールづくり」等のテーマで子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないように呼びかけてきました。

琴平町少年育成センターでは、今後も学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、問題行動等の早期発見・早期解決に努めていきたいと考えていますので、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

問 少年育成センター ☎75-0919

ACTことひら (町立ギャラリー) 5月の展示案内

小西嘉純 葉書絵展

5月1日(金)～5月29日(金)

※中止となる場合があります

展示場所：琴平町176番地
展示時間：午前9時～午後5時
☎73-2655 休館日：毎週水曜日

琴平中学校の新旧校舎見学会中止のお知らせ

4月29日(水・祝)に開催を予定しておりました琴平町立琴平中学校の新旧校舎見学会について、新型コロナウイルス感染拡大による、香川県知事の「香川県緊急事態」宣言を受け、中止となりました。

問 琴平町教育委員会 ☎75-6715

乳幼児相談 5月26日(火) 琴平町ふれあい交流館

予約不要
ぜひお越しください

ピヨピヨ広場

第1部 乳児相談 午前10時～午前11時30分受付

対象 1歳未満の乳児
内容 身体計測・育児相談・離乳食相談・ブックスタート・自由遊び・絵本読み聞かせ

第2部 幼児相談 午後1時30分～午後3時受付

対象 1歳以上の幼児
内容 身体計測・栄養相談・育児相談・自由遊び・1歳記念手形



産後のママをサポートする「産後ケア事業」があります!!

出産後間もない時期は、お母さんにとって初めての経験ばかりで心や体が不安定になることもあります。そのような時期に一定の期間、町が委託した医療機関や助産所で、宿泊または日帰りで休養をとったり、育児のサポートを受けたりすることができるサービスです。

対象

琴平町に住所があり、産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、自宅でのサポートが得られにくい方例)・出産後の心身の体調の回復に不安がある
・育児に不安がある
・栄養面や生活面についてアドバイスや相談を必要とする など

内容

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理
- ・お母さんの休養 ・乳房ケアと授乳指導
- ・沐浴や育児のアドバイス
- ・栄養面や生活面の相談 など

利用できる施設

- ・ぼっこ助産院(高松市)
- ・高瀬第一医院(三豊市・日帰りのみ)



★利用条件や利用日数、自己負担額などの詳細は、お問い合わせください。

とっと相談

2歳半相談 午後1時30分～午後3時30分受付

対象 平成29年10月～12月生
内容 言語聴覚士による聴こえやことばの相談・身体計測・幼児相談・栄養相談

★ 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、体調や感染予防(マスク着用など)には、十分配慮のうえお越しください。



琴平町母子愛育会

～健康で楽しい子育てのために～

母子愛育会とは、妊娠中から乳幼児を育てる親子を中心に地域のネットワークを作り、みんなが楽しく子育てをしながら健康に生活できるよう活動している全国的なボランティア団体です。

琴平町では、全てのご家庭を対象として、赤ちゃんが生まれたご家庭への「こんにちは赤ちゃん訪問」や親子ふれあい行事、季節のイベント、ピヨピヨ広場への参加など、年間を通してさまざま活動を行っています。



今後も、琴平町で子育てを行うみなさんが楽しく子育てできるようサポートするとともに、さまざまなイベントを企画していきます。イベントは、チラシ、広報、町のホームページにて案内しておりますので、ぜひご参加ください!!



令和2年度がん検診について



令和2年2月に提出していただいた、「がん検診申込書」でがん検診を申し込まれた方、また、子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券対象の方に、下記のような案内をお送りします。

表

料金別納郵便
郵便区内特別

重要

年産 各種がん検診受診のお知らせ
医療機関用受診券

このお知らせは、2月に実施した「がん検診申込」をもとにお送りいたします。中の各種がん検診等のご案内を必ずご覧ください。
※最終ページの医療機関用受診券は町外へ振出後は使用できません。

医療機関用受診券は切り離さず、そのまますくってください。

琴平町子ども・保健課
〒766-8502
香川県仲多度郡琴平町榎井817-10
TEL 75-6705

がん検診を受けて広がる
健康のまち 琴平へ

5月中旬にお手元に届きます！
必ず、中を開いてご確認ください！

中

左は、集団検診(バス)で胃・乳・子宮頸がん検診をお申込みの方に検診案内日を印字しています。

※変更希望の方は、子ども・保健課までご連絡ください。
※大腸がん検診を申し込まれた方は、備考に「**集団検診でお申込みされています**」と印字しています。

右は、個別検診(医療機関)の受診券です。胃・乳・子宮頸がん・前立腺がん検診をお申込みの方と肝炎ウイルス検診対象の方に住所・氏名等を印字**しています。**

年度 がん検診 医療機関用受診券

氏名	年齢	性別
姓		
名		
住所		
町		
丁目		
番		
号		
備考		

※受診券は切り離さず医療機関の窓口へ提出して下さい。
※切り離したものは使用できません。

これからがん検診を希望される方、がん検診に関する事は子ども・保健課までご連絡ください。

問 子ども・保健課 ☎75-6705



令和2年度 歯周疾患検診の延期について

40歳を過ぎると歯を失う人が増加します。歯周病は初期には自覚症状がありませんが、進行すると歯肉が腫れて出血し、歯を支える骨が溶けます。最終的には歯が抜けることもあります。
歯の健康は全身の健康と関係しています。

歯があると歯ッピー(ハッピー)ライフ

- ・しっかり噛めると満腹感が出て食べ過ぎを防ぐ
- ・唾液が出て飲み込みがスムーズ
- ・脳の血流が増加してイキイキ

歯を失うと、さまざまな病気の引き金になる

- ・「食べる」「話す」「唾液を出す」などの機能が低下し活力がなくなる
- ・糖尿病の発症や進行
- ・誤嚥性肺炎のリスクが高まる

対象者 令和2年度中に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・80歳になる方

実施期間 新型コロナウイルス感染症の影響のため、実施期間は未定です。決定次第個別案内をお送りします。



問 子ども・保健課 ☎75-6705

職場の健康診断や特定健診で受けよう

2022年3月31日までの期間に限り、風しん抗体検査・予防接種を無料で受けられます。

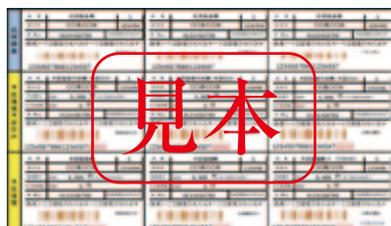
風しん抗体検査について



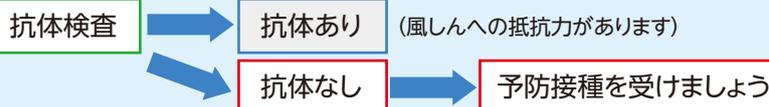
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、これまでに定期接種を受ける機会がなく、風しんの抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています。

- 風しんは、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性が高くなります。大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つ(抗体保有率を上げる)ことが重要です。
- 対象の方に無料クーポン券をお送りします。

新型コロナウイルス感染症の影響で時期は未定です。決定次第お送りします。



抗体検査・予防接種までの流れ



クーポン券がないと無料で受けることはできません。必ずお持ちください。

- 実施医療機関は厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省 風しん

問 子ども・保健課 ☎75-6705

なくそう！望まない受動喫煙

5月31日は「世界禁煙デー」

4月1日から健康増進法により、飲食店・オフィスなどは原則屋内禁煙!

体に悪いことはわかっているけれど、タバコをなかなかやめられない。その理由は、意思の弱さではなく、たばこに含まれるニコチンに強い依存性があるためです。

たばこを吸ってる人は、こんな病気になりやすい

がん 脳卒中 慢性閉塞性肺疾患(COPD)
歯周病 糖尿病
早産 低出生体重児

周囲の人は、こんな危険が高くなる

肺がん 虚血性心疾患
脳卒中 乳幼児突然死症候群
子どもの喘息



たばこを吸っている本人が吸う煙(主流煙)よりも周囲の人が吸う煙(副流煙)の方が有害物質が数倍含まれています。喫煙をしない人でも、煙を吸うことで、喫煙者以上に健康が損なわれます。

たばこのない生活を送ると思うと、なんとなくむなししい気がしてしまうかもしれませんが、禁煙することで、自分の健康や周囲の人の健康、たばこ代がかからないなど、得られるものはたくさんあります。

禁煙するためには、自分で頑張るだけでなく、禁煙外来もあります。

禁煙外来の利点

- ・禁煙状況に応じて医師のアドバイスを受けられることができる
- ・禁煙の治療薬を処方してもらえるので、禁煙の成功率が高まる



禁煙を生涯成功させる人の多くは、何度かの失敗を繰り返しています。失敗を恐れず「とりあえずやってみる」という気持ちで、ご自身にあった方法で、禁煙に挑戦してみてください。

問 子ども・保健課 ☎75-6705

後期高齢者医療制度

年度途中に後期高齢者医療制度に加入される方の被保険者証について

年度途中に加入される方の資格取得日は次のとおりです。

	事 由	資格取得日
1	75歳になられる方	誕生日
2	転入	転入により住所を定めた日
3	生活保護の停止又は廃止	停止又は廃止となった日
4	障害認定（※）	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳までの一定の障がいがある方（障害認定を受けるには申請が必要です。）

75歳になられる方には、**誕生日までに**、被保険者証を広域連合から特定記録郵便でお届けします。**誕生日以降に使用してください。**

「一定程度の障害」とは

- 障害年金（1～2級）を受けている方
- 身体障害者手帳（1～3級）をお持ちの方、手帳（4級）をお持ちの方で音声障害機能・下肢機能障害の一部の方
- 療育手帳（A）, Aをお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）をお持ちの方です。

ただし、後期高齢者医療に加入するかしないかはご本人の選択です。後期高齢者医療に加入しない場合について75歳到達時にご案内しますので参考にしてください。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。

問 子ども・保健課 ☎75-6705 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

年度途中に後期高齢者医療制度に加入される方の保険料について

新たに75歳になられる方には、初年度のみ誕生月の翌々月以降に保険料の決定通知書を送付します。

最初は、決定通知書に同封の納付書（普通徴収）で保険料を納めていただきます。保険料額については、資格取得日を含む月から月割りで算定します。

※国民健康保険税（料）が年金からの引き落とし（いわゆる天引き）又は口座振替になっていた方でも、後期高齢者医療制度に加入された当初は、納付書での支払いになります。**年金からの引き落としが開始されるまでの間、口座振替を希望する方は、新たに口座振替の手続きが必要になります。**

問 税務課 ☎75-6702

振り込め詐欺に御注意ください

市町職員等を装って電話をかけ、医療費や保険料を還付すると伝え、ATM（現金自動預け払い機）からお金を振り込ませようとする詐欺事件や、口座情報、住所、家族構成などの個人情報聞き出そうとする不審電話が県内でも多発しています。

広域連合や市町職員が、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な内容の電話があった場合、すぐに最寄りの警察署や香川県後期高齢者医療広域連合（087-811-1866）、市町担当課へ御相談ください。



地域包括支援センターだより

自分のために、家族のために。
健康長寿を目指そう!

開催中!

健康太極拳

呼吸を意識したストレッチとゆったりとした動きの太極拳で心身のバランスを整えてみませんか。毎月1回(第2火曜)開催の教室です!

心も体も
リフレッシュ



日時 5月12日(火) (月1回開催) 午後1時30分～3時

場所 総合センター **対象** 65歳以上の町民

※体験可・保険代のみ必要です

新型コロナウイルス対策のため、
中止となる場合があります。



琴平町おれんじカフェ「わ」

おれんじカフェは、認知症の方、そのご家族、また地域の方や専門職などが集い、認知症についてゆっくり話し合える場です。

おれんじカフェ「わ」は、参加者が輪になること、そしてそこから輪が広がっていくという「輪」、笑顔になれるという「笑」、なごむ場という「和」など、色々な「わ」の意味がこめられています。

日々の生活の中で、暮らしにくさや悩みもあると思います。しかし、一緒に話す中で、いろんなヒントが見つかります。みんながほっとできる場所「おれんじカフェ わ」に参加してみませんか。

日時 5月19日(火) 午後1時30分～3時30分
(毎月第3火曜)

場所 ゆうあいの家

対象 琴平町民、町内介護事業所職員

参加費 100円



問 地域包括支援センター ☎75-6880

5月の休日当番医・当番薬局

変更することがありますので、当日の新聞や電話などでご確認ください。

日付	病院名	住所	TEL	薬局名	住所	TEL
5月3日	いわさき循環器科内科クリニック	まんのう町東高篠1378-1	75-2700	なのはな薬局	まんのう町東高篠1377-1	75-2877
5月4日	大浦内科消化器科医院	琴平町榎井853-28	75-1600	花水木調剤薬局	琴平町榎井853-3	56-4500
5月5日	永生病院	まんのう町買田221-3	73-3300	わかば調剤薬局	まんのう町買田233-11	56-4312
5月6日	大山内科医院	まんのう町吉野1572-1	79-3311	NP吉野調剤薬局	まんのう町吉野1572-8	79-2666
5月10日	山本ヒフ泌尿器科医院	まんのう町四條1105-1	75-3112	アピス薬局	まんのう町四條1129-1	73-0270
5月17日	中川医院	まんのう町帆山121	77-2330	ドラッグハウス幹薬局	まんのう町吉野下948-1	75-5598
5月24日	やまもと耳鼻咽喉科	琴平町五條636-3	75-4133	ごじょう薬局	琴平町五條653-1	75-6588
5月31日	川口医院	まんのう町炭所西1528-1	79-0711	アライブ薬局長炭店	まんのう町炭所西1525-4	79-1967

小児救急電話相談 電話番号: #8000 または 087-823-1588 毎日午後7時～翌朝午前8時

休日・夜間の急な子どもの病気について、小児科医師・看護師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。



5
ことひら

2020 May 5 こんぴらカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
5月の町税等の納期 固定資産税…1期 軽自動車税…全期		総セ 総合センター ゆ家 ゆうあいの家 デイ 苗田デイサービスセンター かりん かりん健康センター ふれせ ふれあいセンター ふれ交 ふれあい交流館 文化 文化会館			1 いきいき健康教室 10:00~11:30 総セ	2 第1水曜日 資源ごみ 代替収集日
3 憲法記念日	4 みどりの日 可燃ごみ 臨時収集あり (月・木曜日 収集地区のみ)	5 こどもの日 可燃ごみ 臨時収集あり (火・金曜日 収集地区のみ)	6 振替休日 資源ごみ 収集なし	7 ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ	8 いきいき健康教室 10:00~11:30 ゆ家	9
10 こんぴら朝市 9:00~12:00 (一之橋公園)	11 健康相談 10:00~11:30 総セ 健康相談 13:30~14:30 デイ	12 親子のわんわん教室 9:30~11:30 かりん 健康太極拳 13:30~15:00 総セ	13	14 ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ 法務相談 10:00~15:00 総セ こころの健康相談 14:00~ 要予約 ゆ家	15 いきいき健康教室 10:00~11:30 総セ	16
17	18	19 弁護士相談 13:00~15:30 要予約 地域福祉ステーション おれんじカフェ「わ」 13:30~15:30 ゆ家	20 行政相談 10:00~15:00 総セ	21 ほっとひといき琴平 9:30~13:00 総セ 法務相談 10:00~15:00 総セ	22 いきいき健康教室 10:00~11:30 ゆ家	23
24 こんぴら朝市 9:00~12:00 (一之橋公園)	25 肺がん検診 9:30~11:30(春日神社) 13:30~15:30 総セ	26 肺がん検診 9:00~9:45(海の科学館) 10:30~11:45(琴参閣) 13:30~15:00(神事場) ピョピョ広場 乳児相談 10:00~11:30受付 幼児相談 13:30~15:00 ふれ交 とっと(2歳半)相談 13:30~15:00 ふれ交	27 肺がん検診 8:15~9:50 総セ 10:30~11:30 (五條石井宅前) 13:30~14:30 (北野町船岡建設) 15:00~15:30 デイ まちの保健室 10:00~11:30 ゆ家	28 肺がん検診 9:00~10:00 (下櫛梨誠心集会所) 10:30~11:30 ふれせ 障がい者・児生活支援相談 9:00~12:00 総セ ほっとひといき琴平 10:00~13:00 総セ	29 肺がん検診 9:00~11:00 (農業大学校) 13:00~13:45 文化 14:30~15:30 総セ	30
31						

行事について: 行事の色が 青→相談、オレンジ→福祉・保健関係、みどり→その他

5月の相談日

相談種別	日時	場所
ふれあい相談	不定期開催 事前にお問い合わせください。(☎75-1371)	地域福祉ステーション
弁護士相談	【要予約】 ☎75-1371 5月19日(火) 午後1時~午後3時30分	地域福祉ステーション
少年相談	月~金曜日(祝日以外) 午前9時~午後5時	少年育成センター
行政相談	5月20日(水) 午前10時~午後3時	総合センター
法務相談	5月14日(木)・21日(木) 午前10時~午後3時	総合センター
障がい者・児生活支援相談	5月28日(木) 午前9時~正午	総合センター

交通事故

種別	月計	3月	累計
発生件数		2件	5件
傷者		2人	8人
死者		0人	0人

(琴平警察署)

火災・救急

種別	月計	3月	累計
火災		0件	0件
救急		85件	208件

(中多度南部消防署)

琴平町の現況 ■人 □/8,545人 ●男/3,951人 ●女/4,594人 ■世帯数/3,706世帯
 (令和2年3月末現在) (前月比-26人) (前月比-9人) (前月比-17人) (前月比-4世帯)

*本誌は、NTTタウンページ(株)に委託し、町内全世帯を対象に配布しています。配布についてのお問い合わせは☎0120-030-702(月~金9時~17時)まで。
 *平成28年10月26日総務省公表の平成27年国勢調査確定値を基に推計しています。

発行/琴平町役場企画防災課
 香川県中多度郡琴平町榎井817-10
 TEL(0877)75-6711 FAX(0877)73-2120

●琴平町ホームページアドレス/URL: <https://www.town.kotohira.kagawa.jp>
 ●琴平町メールアドレス/E-mail: kotohira@town.kotohira.jp